

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年六月十七日

指令川建セ第〇六〇一四一号

二 検査済証番号

令和七年八月十二日

川建セ第〇七〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字上ノ原二千七百九十番二、二千七百九十一番二、二千七百九十一番四、二千七百九十一番十一、二千七百九十二番一、二千七百九十三番、二千七百九十四番、二千七百九十五番、二千七百九十六番、二千七百九十六番一、二千七百九十七番、二千八百二番、二千八百三番二、二千八百五十三番三の一部、二千八百六十八番一、二千八百六十八番三、二千八百六十九番二、二千八百七十二番、二千八百七十三番、二千八百七十四番一、地先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父市黒谷三百六十八番地一
株式会社いのうえ工務店 代表取締役 井上 敏